

特記仕様書

工事番号 令和4年度 第163号

工事名称 第1プラント遠心脱水機年次点検整備工事

工事場所 滋賀県長浜市湖北町海老江1049番地

湖北広域行政事務センター 第1プラント

工期 契約締結日の翌日から令和5年1月31日まで

第1条 本工事の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（平成28年4月滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）、「一般土木工事等共通仕様書付則（平成31年4月滋賀県土木交通部）」（以下、「付則」という。）および「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領Ⅲ編点検補修工事共通仕様書（平成22年度版公益社団法人全国都市清掃会議）」（以下、「点検補修工事共通仕様書」という。）および本特記仕様書によるものとする。

第2条 共通仕様書ならびに付則において、「滋賀県が発注する土木工事等」は「湖北広域行政事務センターが発注する土木工事等」に、「滋賀県建設工事請負契約約款」は「湖北広域行政事務センター建設工事請負契約約款」に、「滋賀県建設工事監督要領」は「湖北広域行政事務センター建設工事監督要綱」に、「滋賀県建設工事検査要領」は「湖北広域行政事務センター工事検査要綱」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、滋賀県建設工事請負契約約款第17条から第48条は、湖北広域行政事務センター建設工事請負契約約款第16条から第47条に各々1条繰り上げて適用するものとする。

第3条 湖北広域行政事務センターの発注工事等における暴力団等による不当介入の排除について

（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

1. 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他センター発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
2. 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別紙様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
3. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第4条 工事範囲

機器名称・範囲等	工事場所	住所
(1)【機器名称】 No.2 遠心脱水機 【範囲等】 ①回転体 本体の分解清掃等 ②ギヤボックスの分解清掃等 ③オートクラッチの分解清掃等 ④ケーシングフレーム清掃等 ⑤内側スクリー肉盛り補修 ⑥定期自主点検及び消耗品交換等 (2)【機器名称】 No.1 遠心脱水機 【範囲等】 定期自主点検及び消耗品交換等	湖北広域行政事務センター 第1プラント	滋賀県長浜市湖北 町海老江1049 番地

第5条 共通仕様書、付則、点検補修工事共通仕様書に対する特記事項は、下記のとおりとする。

記

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1-3 設計図書の照査等

設計図書のうち、図面については関連施設竣工図書等から作成したものであり現状と一致しない場合があるので参考図とする。本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、監督職員に確認できる資料を書面により提出するものとする。

工事内容の変更が必要となる場合には、受注者が変更図面・資料等を作成して監督職員に提出し、協議のうえ、承諾を得ること。

1-1-1-4 施工計画書

施工計画書の作成にあたっては、「施工計画書作成要領（案）」によるものとするが、共通仕様書による別途規定がある場合は、その内容を追記するものとする。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合も、同様とする。

- (1) 現場着手1ヶ月前までに施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 施工計画書において作成の必要のない項目は、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

1-1-1-11 受注者相互の協力

(関連工事の調整)

受注者は契約約款第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施設稼働に支障をきたさないように施工しなければならない。

1-1-1-24 履行報告

本工事では工事履行報告書の提出は求めない。

1-1-1-29 事故報告書

受注者は工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に概要を報告するとともに、事故報告を監督職員が指示する期日までに発注者に提出しなければならない。

1-1-1-34 諸法令の厳守

受注者は、労働時間および労働者作業環境について労働基準法等の諸法令を遵守しなければならない。

1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更

本工事は、官庁における休日には工事はできない。ただし、土日曜および国民の休日において、また下記の作業時間外に工事を行う必然性がある場合、事前に監督職員に書面にて承諾を得ること。

(作業時間等)

本工事の作業時間帯は、原則として下記によるものとする。

午前8時30分～午後5時15分

本工事の施工にあたり、関係機関・自治体等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに監督職員と協議を行い、指示に従うものとする。

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

3-1-1-15 提出書類

(電子納品)

本工事は電子納品の対象外工事である。

第16編 水道編

第1章 総則

第2節 材料

16-1-2-1 工事材料の品質

(品質規格)

1. 本工事に使用する材料の品質規格は、共通仕様書によるものとするが、材料については、JIS、JWWA、JCPA の規格に適合したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとする。
2. 適合指定材料については、規格適合証または検査合格証を提出すること。

第 4 章 機械電気設備工事

第 1 節 通則

16-4-1-5 保安および衛生管理

1. 受注者は、保安および衛生について関係法令を遵守することはもとより、特に施設内等で行う工事で汚染等の恐れがある場合は、適切な方法で保護養生するなど保安衛生に留意しなければならない。
2. 危険物の保管および取扱いについて、火薬、ガソリン、油、電気等の危険性のあるものを使用する場合には、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い適切に行うものとする。作業に必要な燃料、溶剤等は日々運搬すること。

16-4-1-10 検査および試験

本工事で行う監督職員による検査（確認）および立会は本章以外であっても本項目によるものとする。

1. 受注者は、本工事に使用する資材等の確認・検査について監督職員の立会にあたっては、あらかじめ定められた様式で事前に提出するものとする。

2. 試験および検査

(1) 試験および検査体制

受注者は、試験および検査に必要な材料、人員その他必要とする仮設材等を整え、試験および検査が迅速かつ、円滑に実施できるように必要な体制を整えなければならない。

(2) 資機材搬入検査

使用資機材の構造、寸法および変質の有無等を確認する為のものであり、外観については、次表により検査を実施するものである。

検査資機材名称	検査項目
主要機器	外観、員数、規格表示、その他監督職員が指示する項目
主要材料	外観、員数、規格表示、その他監督職員が指示する項目
その他	監督職員が指示する項目

※軽易な資材については、検査を省略する場合がある。

(3) 現地試験および検査

現地において、組立および据え付けられた設備が十分に機能が発揮できるかどうかを確認する為のものであり、施工の状態および性能等について次のとおり検査を

実施するものである。

- 1) 動作試験
 - 2) その他
- (4) 試験および検査に必要な水および電力

上記試験および検査のうち、現場において実施する場合に必要な水および設備を稼働させて行う設備電力は当方が支給するものとする。

その他特記事項

(損害賠償)

工事の施工に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は受注者の負担において行わなければならない。

また、本工事完了後においても明らかに本工事に起因する物件および構造物等の破損の補償および修理は、すべて本工事受注者の負担で行わなければならない。

(提出書類)

本工事において受注者は、次表に掲げる関係図書等を提出しなければならない。

契約、着手時または随時		完了後	
関係書類	部数	関係書類	部数
工事着工届書	1	工事完了届書	1
現場代理人等届	1	工事目的物引渡書	1
工程表	1	請求書	1
工事使用材料承諾関係書類	1	工事写真	1
施工要領書（施工方法）	1	工事報告書	1
その他監督職員が指示するもの	1	官庁署への手続書	
		その他監督職員が指示するもの	1

工 事 内 容

第 1 工事概要

本工事は第 1 プラント施設の遠心脱水機の点検整備を行うものである。

第 2 施工条件（現場条件）

本工事は、稼働中の第 1 プラント施設での施工であり、安全に十分に注意し実施すること。

第 3 主要機器等仕様

1. 機器構成・仕様

本工事で修繕を行う機器の構成・仕様は、下表のとおりとする。選定機器は既設同等以上の性能を有し、既設設備を構成する機器類に影響のないこと。

機器名称	型式等		数量
①No.1 遠心 脱水機	機器 仕様	機種：HS-504L 型（石川島播磨重工業(株)製） 機械番号：S232185 ギヤーボックスNo.：S82615 起動方法：オートクラッチ 回転数：3300rpm	1 台
	電動機 仕様	製造メーカー：東芝 形式：E 種 軸番号負荷側：6312vv 軸番号反負荷側：6210vv 型式：TIKK-FBKW21	
②No.2 遠心 脱水機	機器 仕様	機種：HS-504L 型（石川島播磨重工業(株)製） 機械番号：S232185 ギヤーボックスNo.：S82615 起動方法：オートクラッチ 回転数：3300rpm	1 台
	電動機 仕様	製造メーカー：東芝 形式：E 種 軸番号負荷側：6312vv 軸番号反負荷側：6210vv 型式：TIKK-FBKW21	

第4 施工内容

1. 工事内容

整備箇所（部品）	整備内容
(1) No.2 遠心脱水機 ①回転体 本体 ②ギヤーボックス ③オートクラッチ ④ケーシングフレーム ⑤内側スクリーン肉盛り補修 ⑥定期自主点検及び消耗品交換等	①回転体 本体 1) 外胴ボール…分解清掃、内外面及び吐出口の目視点検 2) 内胴スクリーン…分解清掃、摩耗計測、肉盛材の腐食状況目視点検 3) 外胴軸・内胴軸…ベアリング嵌合部計測探傷検査（カラーチェック）、オイルシール摺動面摩耗点検 4) ベアリングハウジング…ベアリング嵌合部計測 5) バランス修正…外胴ボール、内胴スクリーン各規定値による修正 6) 総組立…外胴ボール及びギヤーボックスの芯出し調整 ②ギヤーボックス ・分解清掃、各部点検、組み立て ③オートクラッチ ・分解清掃、各部点検、深傷検査（カラーチェック）組み立て ④ケーシングフレーム ・清掃、腐食と破損の確認 ⑤内側スクリーン肉盛り補修 ・内側スクリーン肉盛り補修 ⑥定期自主点検及び消耗品交換等 ・労働安全規則第141条による定期自主点検及び下記交換部品（消耗品）の交換。
(2) No.1 遠心脱水機	労働安全規則第141条による定期自主点検及び下記交換部品（消耗品）の交換。
(3) 試運転調整 ①No.1 遠心脱水機 ②No.2 遠心脱水機	①No.1 遠心脱水機、②No.2 遠心脱水機 ・無負荷運転及び負荷運転を立会い、試運転データの採取を行う。 1) 回転数計測 2) 電流値の計測 3) 軸受及び室温の測定 4) 無負荷、負荷状態での各主要部の振動測定

(4) 報告書の作成	工事完了後、各部検査結果及び工事写真の提出 (1部)
------------	-------------------------------

2. 交換部品

名称 (種別)	型式	数量
(1) No.2 遠心脱水機		
①本体		
・Oリング (外胴軸[小径]シールケース部)	J C 8 2 - 1 0 3 5	1個
・Oリング (外胴軸[大径]シールケース部)	J C 8 2 - 1 0 3 7	1個
・Oリング (オリフィスプレート部)	J C 8 2 - 1 0 1 6	4個
・Oリング (内胴軸[大径]／外胴軸[大径]シール部)	J C 8 2 - 1 0 1 4	1個
・Oリング (外胴軸[大径]フランジ用)	J C 8 2 - 1 0 1 8	1個
・Oリング	J C 8 1 - 1 0 7 0	1個
・回り止め座金	S S 2 4 - 0 3 3 1	1個
・六角ボルト	J B 1 1 - 6 2 0 9	6個
・オイルシール (外胴軸[大径]シールケース内)	S M 8 4 - 0 4 0 7	2個
・オイルシール (外胴軸[小径]シールケース内[内胴スクリュウ側])	S S 3 5 - 0 4 1 4	2個
・オイルシール (外胴軸[小径]シールケース フィードパイプ側)	S S 3 3 - 0 4 1 6	2個
・スラストベアリング (外胴軸[大径]内胴軸受け G/B側)	S S 2 4 - 0 3 0 9	1個
・ボールベアリング (メインベアリング[大径/小径])	S S 3 5 - 0 3 6 4	2個
・ローラーベアリング (外胴軸[小径]内胴軸受け)	S S 2 4 - 0 3 1 1	1個
・ローラーベアリング (外胴軸[大径]内胴軸受け 内胴スクリュウ側)	S S 2 4 - 0 3 1 0	1個
・吐出口ブッシュ	S S 2 4 - 1 2 0 3	8個
②ギヤーボックス		
・オイルシール (ピニオン軸/側板シール部)	S S 2 2 - 7 0 2 6	1個
・Oリング (ケーシング/側板シール用)	S S 2 2 - 7 0 2 5	2個
・Oリング (オイルプラグ用)	J C 8 1 - 1 0 0 5	1個
・Oリング (側板[アダプター作]/3段スパイダーシール用)	J C 8 1 - 1 0 6 4	1個
・バックアップOリング (P80 Oリングバックアップ用)	J D 2 2 - 1 0 6 4	1個
・ボールベアリング (1段スパイダー側板側、1)	S S 2 2 - 7 0 1 9	1個
・ベアリング (1段スパイダー2段ピニオン軸側)	S S 2 1 - 7 0 2 0	1個

・ボールベアリング（1段スパイダー側板側、2）	SS22-7018	1個
・ベアリング（3段スパイダー3段ピニオン軸側）	SS21-7020	2個
・ボールベアリング（ケーシング中間部）	SS22-7022	1個
・ボールベアリング（3段スパイダー側板側）	SS22-7023	1個
・ベアリング	SS23-6118	2個
・太陽歯車軸	SS22-7105	1個
・遊星歯車	SS22-7106	3個
・遊星歯車	SS22-7107	3個
・遊星歯車	SS22-7108	3個
・遊星歯車軸(B-C)	SS22-7115	3個
・遊星歯車軸	SS22-7016	3個
・遊星歯車軸	SS22-7017	3個
・平行ピン	JB85-1048	9個
③オートクラッチ		
・Oリング（シールケース内）	JC82-1030	1個
・オイルシール（内側シールケース）	SS24-6114	1個
・オイルシール（外側シールケース）	SS23-6109	1個
・ベアリング（シャフトアダプターbrg）	SS20-0309	2個
・ライニング	SS23-6195	1式
④ケーシングフレーム		
・Vベルト	JR17-1029	6本
・ケーシングパッキン	SS30-1509	1式
・Uゴム	SS30-1510	1式
定期自主点検及び消耗品交換等		
（2）No.1遠心脱水機		
・Vベルト	JR17-1029	6本

3. その他

- ・現場での脱水機の脱着については、当プラントのホイストクレーンが使用可能。
- ・No.2遠心脱水機のオーバーホール修理中は、代替機（リース機）を準備して処理に支障がないようにすること。
- ・本工事に業務上、技術管理的に当然必要と認められる内容についても含まれるものとす

る。

- 施工にあたっては十分な事前調査を行うこと。
- 本工事において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、請負費に含まれるものとする。
- 工事完了後、監督職員立会による機器の試運転を行い、運転上支障のないよう確実に調整を行うこと。
- 撤去品については、受注者の責任において適正に処分すること。
- 本仕様書に記載なき項目については、その都度監督職員と協議するものとする。